○国土交通省告示第五百五十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十四条の二第一項ロの規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十三条第五項、第二十四条の二第三項第一号ロ、第二十六条第二項、第四十条の五第二項及び第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。	租税特別措置法施行令第二十三条第五項、第二十四条の二第三項第一号、第二十六条第二項、第四十条の五第二項及び第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十九号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則第十八条の二第二項第二号イ⑷並びに第十八条の四第二項、第十八条の二十一第二項第一号、第二十三条の五の二第四項第一号イ及び第二十三条の六第四項第一号イに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が譲渡した同条第四項に規定する被相続人居住用家屋（以下「被相続人居住用家屋」という。）又は法第三十六条の二第一項、第四十一条第一項、第七十条の二第一項若しくは第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋（以下「既存居住用家屋」という。）が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第二十三条第五項、第二十四条の二第三項第一号ロ、第二十六条第二項、第四十条の四の二第二項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、これらの家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が別表の書式により証する書類（次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）	租税特別措置法施行規則第十八条の二第二項第二号イ⑷並びに第十八条の四第二項、第十八条の二十一第二項第一号、第二十三条の五の二第四項第一号及び第二十三条の六第四項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が譲渡した同条第四項に規定する被相続人居住用家屋（以下「被相続人居住用家屋」という。）又は法第三十六条の二第一項、第四十一条第一項、第七十条の二第一項若しくは第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋（以下「既存居住用家屋」という。）が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十三条第五項、第二十四条の二第三項第一号ロ、第二十六条第二項、第四十条の四の二第二項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、これらの家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が別表の書式により証する書類（当該被相続人居住用家屋の譲渡又は当該既存居住用家屋の取得の日前二年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）